

イタリア現地調査報告

出張期間：平成 28 年 3 月 7 日（月）～11 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Modena 県 1 施設、Brescia 県 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、イタリアと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査では、イタリアでとさつ解体される 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢、出生国及び飼養国、SRM の除去並びに分別に係る管理方法について確認を行った。

2 調査結果

（1）月齢、出生国及び飼養国の確認

（Identification & Registration (I&R) システム）

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（イタリアの場合は「IT」）と識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベースから調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標番号を入力することにより、月齢、出生国、飼養国を確認が可能であり、と畜した後は、と畜した旨を登録する。

（2）SRM の除去

扁桃及び回腸遠位部の適切な除去が行われていた。また、一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

（3）分別管理

と畜後に発行されたラベルに生年月日、出生国、飼養国等またはこれらに紐付け可能な情報が記載される。

ア と畜場における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

日本輸向向けの処理を行う場合は、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあった月齢範囲、出生国及び飼養国のロットを構成し、最初にと畜処理をすることで、対日輸出が可能な国で生まれ育った、30 か月齢以下の牛とそれ以外の牛とを分別管理する。

イ 部分肉処理における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉かラベルをスキャンすることにより確認し、1 日の最初に部分肉処理を実施し、対日輸出条件に適合する枝肉の処理が終わった後にはギャップを開けることで、その他

の牛を区分する。

3 総括

イタリアより対日輸出を希望する施設は、EC 規則に基づくトレーサビリティシステムにより、識別番号での分別管理が可能であり、枝肉には対日輸出が可能であることを示す「EJ」等の文字が記載されたラベルが添付され、容易に目視確認できる。

内臓肉については、ロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別管理を行うことが可能である。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。